

農業委員会名簿

出席席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	祖父江 靖	
出席	副 会 長	加 藤 勘 治	
出席	副 会 長	吉 川 靖 雄	
出席	委 員	服 部 多惠子	
欠席	委 員	荻 巢 征 夫	
出席	委 員	野 口 隆	
出席	委 員	藤 原 智	
出席	委 員	加 藤 薫	
出席	委 員	水 谷 善 一	
出席	委 員	黒 田 國 昭	
出席	委 員	中 野 英 孝	
出席	委 員	鈴 木 義 英	
欠席	委 員	濱 田 恒 雄	
出席	委 員	蜂須賀 時 夫	
出席	委 員	伊 藤 幹 雄	
出席	委 員	服 部 勝 明	
出席	委 員	横 井 博 昭	

出席	役職	氏名	備考
欠席	委員	立松春雄	
出席	委員	加藤清治	
出席	委員	小林義昭	
出席	委員	辻義則	
出席	委員	三輪清博	
出席	委員	村上守國	
出席	委員	野口ゆき彖	
出席	委員	井戸田幸夫	
欠席	委員	安田秀樹	
出席	委員	佐藤武司	
出席	委員	古野正史	
出席	委員	石垣謙治	
出席	委員	野田峯和	
出席	委員	堀田重孝	
出席	委員	服部政良	
出席	委員	植田秀夫	
出席	委員	中島義雄	
出席	委員	伊藤宗雄	
出席	委員	古江寛昭	

事務局出席者

氏 名	氏 名
経済課長（事務局長）	飯 谷 幸 良
課長補佐（事務担当）	鷺 野 継 久
課長補佐（事務担当）	渡 辺 弘 康

発言者	内 容
事務局長	1. 開催日時 平成23年4月20日(水) 午前9時00分から午前10時2分
	2. 開催場所 立田庁舎 3階 第一会議室
	3. 出席委員(33人)別紙のとおり
	4. 欠席委員(4人)別紙のとおり
	5. 議事日程
	日程第1 議事録署名委員の指名
	日程第2 議案第1号 農地法第3条関係
	日程第3 議案第2号 農地法第4条関係
	日程第4 議案第3号 農地法第5条関係
	日程第5 議案第4号 買受適格証明願
	日程第6 決定第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定 による当委員会の決定について
	日程第7 専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出
	日程第8 専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出
	日程第9 専決報告 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願
	日程第10 専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出
	日程第11 専決報告 買受適格証明願(届出)
	日程第12 専決報告 現況証明願
	日程第13 報 告 農地法第18条第6項の規定による通知書
	日程第14 報 告 農地改良届出書
	日程第15 その他
	6. 農業委員会事務局職員 (3人)別紙のとおり
	7. 本委員会の書記は、課長補佐 鷲野継久、と 渡辺弘康 である。
8. 会議の概要	
開会(午前9時00分) 皆さんおはよう御座います、定刻になりましたので平成23年4月農業委員会定例会を始めたいと思います。それでは、愛西市農業委員会総会規則第5条により議事の進行は日永会長さんをお願いします。会長さん宜しく願います。	

会長

**〈会長あいさつ〉**

それでは、本日の出席者数は37名中33名で、定足数に達しておりますので、只今より4月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。

**〈異議なしの声〉**

それでは、議席番号33番 服部 政良 委員  
議席番号34番 植田 秀夫 委員  
を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第1号	農地法第3条関係	8件
議案第2号	農地法第4条関係	2件
議案第3号	農地法第5条関係	11件
議案第4号	買受適格証明願	2件
決定第1号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定 による当委員会の決定について	218件
専決報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出	12件
専決報告	農地法第4条第1項第7号の規定による届出	1件
専決報告	農地法第4条第1項第8号の規定による確認願	1件
専決報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出	4件
専決報告	買受適格証明願(届出)	3件
専決報告	現況証明願	1件
報告	農地法第18条第6項の規定による通知書	11件
報告	農地改良届出書	1件

それでは、議案第1号 農地法第3条関係 について審議をお願いしますが、議案番号3番及び5番の案件が 26番委員及び9番委員の両名が総会規則17条の「議事参与の制限」に該当しますので、3番5番を除く案件より審議をお願いします。

では、事務局より説明をお願いします。

事務局

**〈事務局説明〉**(番号1番の譲渡人住所氏名・譲受人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読) 農業者年金の受給に対する申請でございます。

(番号2番、同項目を同様に朗読) 受人は自宅に近い為、農作業に都合が良いとの事でございます。

<p>会長</p>	<p>(番号4番、同項目を同様に朗読) 経営規模拡大が理由でございます。  (番号6番、同項目を同様に朗読) 効率の良い経営の為の購入との事でございます。</p> <p>(番号7番、同項目を同様に朗読) 母と子の関係で高齢により子へ譲り、子は耕作に励みたいとの事でございます。</p> <p>(番号8番、同項目を同様に朗読) 農業経営の規模拡大との理由でございます。</p> <p>以上6件につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しない為、許可できると思われます。以上でございます。</p> <p>只今、議案第1号 1番、2番、4番、6番から8番の6件について説明をさせていただきますましたが、何かご質問ございますか。</p> <p><b>(発言なし)</b>  宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第1号 農地法第3条関係 3番と5番を除いた6件について全委員にお諮りします。  賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p><b>(全員挙手)</b>  全員賛成ですので、許可することに決定します。</p> <p>続きまして、3番の審議を行いますので 26番委員には退席をお願いします。</p> <p>《 26番委員 退席 》</p> <p>それでは事務局より、3番の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p><b>《事務局説明》</b>(番号3番の譲渡人住所氏名・譲受人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読) 経営規模を拡大し、農業経営を安定させたいとの理由でございます。</p> <p>この案件に付きましても、農地法第3条第2項の各号に該当しない為、許可できると思われます。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、3番ついて事務局より説明をさせていただきますましたが、何かご質問ございますか。</p>
<p>38番委員</p>	<p>この3番の受人は何をやっている方が、農家ですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>農業経営を行っており、耕作面積は6,294㎡でございます。</p>

	<p>どうしても畑は荒れますので放置しない様に、只、買って耕作しないでは困りますので指導をお願いします。</p>
会長	愛西市で土地を持って見えるのか。
事務局	はい、立田地区の2筆で3,000㎡程、所有をして見えます。
38番委員	田ですか。
事務局	はい、田です。
会長	宜しいですか。
38番委員	はい。 <b>(その他発言無し)</b>
会長	<p>それでは、議案第1号 農地法第3条関係 3番 1件ついて全委員にお諮りします。</p> <p>賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p><b>(全員挙手)</b></p> <p>全員賛成ですので、許可することに決定します。</p> <p>26番委員に入ってもらって下さい。</p> <p>《 26番委員 着席 》</p> <p>続きまして、5番の審議を行いますので 9番委員には退席をお願いします。</p> <p>《 9番委員 退席 》</p> <p>それでは事務局より、5番の説明をお願いします。</p> <p><b>《事務局説明》</b>(番号5番の譲渡人住所氏名・譲受人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読)理由につきましては、効率の良い農業経営の為の購入との事でございます。尚、この案件に付きましても、農地法第3条第2項の各号に該当しない為、許可できると思われれます。以上でございます。</p> <p>只今、5番ついて事務局より説明をさせていただきましたが、何かご質問ご</p>
事務局	

<p>会長</p>	<p>ございますか。</p> <p><b>(発言なし)</b> 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第1号 5番ついて全委員にお諮りします。 賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p><b>(全員挙手)</b> 全員賛成ですので、許可することに決定します。</p> <p>9番委員に入ってもらって下さい。</p> <p>《 9番委員着席 》</p> <p>続いて、事務局から議案第2号 農地法第4条関係 2件の説明を事務局よりお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p><b>《事務局説明》</b>(番号1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読)現在は、申請地の隣接する土地に居住しており、現在の住宅敷地と申請地を利用して住宅を建設したいとの事です。尚、現在の住宅は離れとして利用する計画でございます。</p> <p>(番号2番、同項目を同様に朗読)住宅敷地と一体利用している事により始末書が添付されております。平成21年に相続により申請人が取得し、是正したいとの事で今回の申請となっております。</p> <p>以上2件につきましては、農地法第4条第2項に該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第2号について説明させていただきました、何かご質問ございますか。</p> <p><b>(発言なし)</b> それでは議案第2号 農地法第4条関係 2件について全委員にお諮りします。賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p><b>(全員挙手)</b> 全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続いて、事務局から議案第3号 農地法第5条関係 11件の説明を事務局よりお願いします。</p>



事務局

《事務局説明》(番号1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読)長男家族との同居により今回の申請となったとの事でございます。

(番号2番、同項目を同様に朗読)1番の残地を資材置場として使用することの事でございます。

(番号3番、同項目を同様に朗読)送迎用車両の専用駐車場との事で、塾より直線距離で90m程度でございます。

(番号4番、同項目を同様に朗読)講師、事務職員、父兄の駐車場として使用する計画でございます。一部既に駐車場として使用している事により始末書が添付されております。

(番号5番同項目を同様に朗読)現在は大野町の借家にて居住しており、手狭により今回の申請となったとの事でございます。

(番号6番、同項目を同様に朗読)祖母と孫の関係で、結婚し住所地のアパートに居住しておりますが、将来を考慮し、家を持ちたいとの事でございます。

(番号7番、同項目を同様に朗読)現在は同居しておりますが手狭な為、分家を建築し家族4人で居住する計画でございます。

(番号8番、同項目を同様に朗読)親子の関係で、現在は同居しておりますが手狭な為、今回の申請でございます。

(番号9番、同項目を同様に朗読)一部駐車場として利用していた事により始末書が添付されております。長男夫婦と同居する為の申請でございます。

(番号10番、同項目を同様に朗読)申請地の隣接する土地に居住しており駐車場が無い為の申請でございます。

(番号11番、同項目を同様に朗読)現在は配管業を営み、自宅を資材置場としておりましたが手狭な為、今回の申請となったとの事でございます。

以上11件につきましては、農地法5条第2項の各号に該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われまます。以上でございます。

会長

只今、事務局より議案第3号について説明させていただきました、何かご質問ございますか。

**(発言なし)**

22番委員

3番と4番に付きましてもう少し説明をお願いします。4番につきましては隣接する土地に講師用として駐車場を求める、さらに3番につきましては約90m離れた飛び地においてさらに駐車場を求めるとの事でございますが、3番につきまして現況をみますと受人の形態からみて、はたして駐車場は必要かどうか疑問に思う訳でございますが、申請内容において送迎用のバスが常時そこに常駐するものか、或いは何台バスが有り、どう言った形で利用するのか内容がどの様になっているかお尋ねします。

転用の目的でございますが、先程の説明で90mと言いましたが、ここでは

事務局	<p>交通安全上の問題があり、塾の北100mの申請地を借受し送迎用車両の専用の駐車場として利用すると、申請地は塾より歩いて2分であり、県道に面し便利であるとの事でございます。</p>
22番委員	<p>3番につきまして将来的にはたして受人が活用するのか、或いは隣の食堂等が利用するのか、その様なことが想像される訳ですけど、受人専用で活用されると言う事ですね。</p>
事務局	<p>はい。</p>
事務局長	<p>3番、4番の受人の関係でございますが、交通安全上の問題と申請にありますが、塾の生徒の送り迎えであの辺りは、違法駐車と言いますか、その様な問題も指摘がされており、今回、受人が申請地を駐車場として送迎用の車の駐車場所にするという事の申請でございます。</p>
会長	<p>宜しいでしょうか。</p>
	<p><b>(発言なし)</b></p>
	<p>それでは議案第3号 農地法第5条関係 11件について全委員にお諮りします。賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
	<p><b>(全員挙手)</b></p>
	<p>全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p>
	<p>続いて、事務局から議案第4号 買受適格証明願 2件について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p><b>〈事務局説明〉</b>(番号1番及び2番の出願者・土地の所在・地目・面積・受人経営面積を朗読) 以上の出願者については、農地法第3条第2項の各号に該当しない為、証明する事ができると思われます。以上でございます。</p>
会長	<p>この件について何かご質問ございますか。</p>
	<p><b>(発言なし)</b></p>
	<p>宜しいでしょうか。</p>
	<p>それでは、議案第4号 買受適格証明願 2件について賛成の方は、挙手をお願いします。</p>

**(全員挙手)**

全員賛成とすることで、当委員会において証明することに決定いたします。又、3条申請が提出された時は、速やかに許可処理をお願いします。

続きまして、事務局から 決定第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について 218件の説明をお願いします。

**《事務局説明》(件数が多いため簡略化し説明を行う)**

8ページから33ページまでの農地利用集積計画の概要を説明させていただきます。全体筆数1,219筆、面積982,341.8㎡で新規分は1,193筆、面積956,704.8㎡でございます、新規分の内、円滑化団体が間に入ったものは556筆、432,524.9㎡でございます。最終的に新規にて利用権の設定を受けたものは さんの482筆369,348.9㎡始め12の団体及び個人で637筆524,179.9㎡となっております。又、利用権の設定を受けた者の内、認定農業者は

さん始め9の団体及び個人でした。期間に関しましては大半が3年6年10年の設定となっております。以上、概略の説明とさせていただきます。

尚、この事案につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまます。以上です。

簡略した説明でございましたが、決定第1号について何かご意見ございますか。

私は本来この様な農用地利用計画そのものについては、個人的には反対する者なのですが、要は現在の制度そのもの等につきましては、若者農業者の育成というものを行政が中心となって指導をするとういのが前面に出ている訳でございますが、その中で、愛西市の目標についてお尋ねしたい、いわゆる農用地の利用についてのシェアは何パーセントを目標としているのか、それと、今回の集積計画を含めまして達成率は何パーセントかと言う事をお尋ねします。

市の基本計画には、農用地の利用計画の集積及び面的集積に関する目標としまして、効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標としまして60%となっております。これにつきましては概ね10年後を目標としております。尚、今回の利用権の申請に関し市の担当の方へどれぐらいの達成率かと聞きましたところ、詳しい率は計算しておりませんが、まだ40%まではいっていないとの事ございました。以上でございます。

最終的には60%を目標にしているとの事ですね、そうすると愛西市の農用地の60%とはどの位になるか。

事務局

会長

22番委員

事務局

22番委員

事務局	<p>愛西市の白地、青地の面積は 5,334ha ございます、その 60%といたしますと 3,200ha。今現在 40%といたしますと 2,133ha となり、それ位が利用集積されているかと思われます。</p>
22 番委員	<p>はい、どうも有り難うございました、60%が目標という事になりますと、この目標が達成されますと旧佐屋町全体の農用地が全て特定の方で耕作されるという形になってしまうのでは、そうしますと愛西市が将来の農業経営の指導を立てています、一つは集落営農ですね、集落営農がだめであれば要するに利用集積という事については行政上の指導は変わっていない訳ですね、何か農地利用集積のみがどんどん進んでおって、集落営農そのものが沈んでいってしまった感じがしている訳です、そういった事ではない訳ですね、行政の指導上はあくまでも各地域の一集落一農村方式を採っていくと言う指導には変わりはない訳ですね、そこを確認させていただきたい。</p>
事務局	<p>総面積の 60%を利用集積でカバーする目標で、残りの 40%が当然ございます、そちらを集落営農でやっていただける部分はやっていただくという事で宜しいかと思えますが。そこまでの回答しかできませんが。</p>
22 番委員	<p>要は、全体の面積の中で集落営農を第一に推進をし、それがだめであれば利用集積に行くと言うのが、愛西市の農業に関する指導方針だと思えます。一度確認しておいてください。以上で終わります。</p>
会長	<p>宜しいでしょうか。</p>
35 番委員	<p>今回、沢山の基盤関係が出ましたが、私が前に聞いた話では、例えば農業関係の選挙人名簿から 10a 以下となった場合は選挙権が無くなるとの話を聞きましたが、その辺の見解等を。</p>
事務局	<p>10a を切れれば選挙人名簿から除かれます。</p>
35 番委員	<p>例えば、これ今ありますよね、全体の人と一部の人もあるかと思えますが、その辺は今度の 7 月に選挙がありますが、しっかりと選挙人名簿の関係で、1 月 1 日現在もありませんが変わってくると思えますので、市の組織も十分検討していただく必要があると思えます。</p>
事務局	<p>もちろん精査させていただく事となろうかと思えますが。</p>
35 番委員	<p>その辺は宜しく願います。 他宜しいでしょうか。</p>

会長

**(発言なし)**

それでは、決定第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は、挙手をお願いします。

**(全員挙手)**

有り難うございました、全員賛成ですので市へ答申する事に決定いたします。

続きまして、

専決報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出	・・・	12件
専決報告	農地法第4条第1項第7号の規定による届出	・・・	1件
専決報告	農地法第4条第1項第8号の規定による確認願	・・・	1件
専決報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出	・・・	4件
専決報告	買受適格証明願(届出)	・・・・・・・・・・・・・・・・	3件
専決報告	現況証明願	・・・・・・・・・・・・・・・・	1件
報告	農地法第18条第6項の規定による通知書	・・・	11件
報告	農地改良届出書	・・・・・・・・・・・・・・・・	1件

について事務局より説明をお願いします。

**〈事務局説明〉**

事務局

(専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から12番の届出者住所氏名・届出地・面積・権利の種類を朗読)以上12件の届出がございました。

(専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・申請内容・申請理由・受理通知交付年月日を朗読)7台分の駐車場とする計画でございます。

(専決報告 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願 1番の願出者住所氏名・土地の所在、地目、面積・土地の利用状況・処理日を朗読説明)施行規則32条による農地の転用の制限の例外に該当する2a未満の農業用倉庫である事を現地で確認させていただきました。

(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読)38台分の駐車スペースを確保する計画でございます。

(番号2番、同項目を同様に朗読)建築面積54.65㎡の計画でございます。

(番号3番、同項目を同様に朗読)現状、住宅1棟が有り、そのまま所有権移



事務局長	<p>3月の農業委員会で22番委員よりご質問がございました農地転用面積につきまして担当より報告をさせていただきます。</p>
事務局	<p>当日配布した「平成20年度から平成23年度農地転用集計表」にいて説明 調整区域4条5条合わせて全体農地面積の約0.4%の転用 市街化区域4条5条合わせて全体農地面積の約8%の転用 利用権 新規のものは108.9haであり農地面積の2.04%の設定</p>
事務局長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今月の農地パトロール（佐屋地区）4月25日（月）午後1時30分から 愛西市役所 本庁舎 第4会議室（2階）に集合。</li> <li>・次回農地パトロール立田地区 5月24日（火）予定しております。 （当初計画では4月25日でしたが変更させていただきました。）</li> <li>・次回農業委員会 5月20日（金）午前9時 立田庁舎 第一会議室 6月の委員会を当初20日としておりましたが、議会の関係上、6月21日の火曜日とさせていただきます。尚、7月は19日とさせていただきます。</li> <li>・先般の委員会で配布させていただきました「平成22年度農業委員会活動記録」につきましては、机の上に置いておいてください、会議終了後回収させていただきます。</li> <li>・愛知県農業会議より「農業委員会系統組織による東日本大震災義援金の募集」文書がきております、内容は全国で一口1,000円、一人一口以上の義援金を募集するとの事で、当委員会も一人1,000円を募集いたします。</li> <li>・集金は、下半期の報酬を4月25日（月）に支払予定をしておりますので、同日に・義援金1,000円及び農業新聞購読料分を合わせまして、一人5,000円を口座より集金させていただきます。</li> <li>・「緑の募金」一人100円をお願いします。</li> <li>・農業委員の選挙の日程について報告（予定：告示7/3 投票7/10）</li> </ul> <p>その他宜しいですか。</p> <p style="text-align: center;"><b>（発言なし）</b></p> <p>これをもちまして、定例農業委員会を閉会いたします。慎重審議ありがとうございました。</p>
会長	

閉 会 (午前 10 時 02 分)

会 長 日 永 熙

議事録署名者

議席番号 33 番委員 服 部 政 良

議事録署名者

議席番号 34 番委員 植 田 秀 夫



--	--